

平成20年3月26日（水曜日）第1号

○議事日程	3頁
○本日の会議に付した事件	3頁
○出席議員	3頁
○欠席議員	3頁
○説明のため出席した者	4頁
○職務のため出席した事務局職員	5頁
○開会宣告	6頁
○開議宣告	6頁
○日程第 1 会議録署名議員の指名	6頁
○日程第 2 会期の決定	6頁
○諸般の報告	6頁
○日程第 3 議案第48号	6頁
○委員会付託省略の議決	7頁
○閉会宣告	16頁

平成20年五所川原市議会第2回臨時会会議録(第1号)

議事日程

平成20年3月26日(水)午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第48号 五所川原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案
-

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 議案第48号 五所川原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案
-

出席議員(26名)

1番 花田 進 議員	2番 井上 浩 議員
4番 齊藤 一郎 議員	5番 山田 善治 議員
7番 吉岡 良浩 議員	8番 成田 和美 議員
9番 鳴海 初男 議員	10番 高杉 利彦 議員
11番 平山 秀直 議員	12番 木村 博 議員
14番 山口 孝夫 議員	15番 松野 武司 議員
17番 古川 幸治 議員	18番 秋元 洋子 議員
19番 稲葉 好彦 議員	20番 磯邊 勇司 議員
21番 阿部 春市 議員	22番 桑田 茂 議員
23番 福士 寛美 議員	24番 木村 清一 議員
25番 野呂 國四郎 議員	26番 加藤 磐 議員
27番 三 渦 春樹 議員	28番 川 浪 茂浩 議員
29番 工 藤 武則 議員	30番 葛 西 収三 議員

欠席議員(4名)

3番 片山 英幸 議員	6番 伊藤 永慈 議員
13番 田中 賢一 議員	16番 寺田 武造 議員

◎説明のため出席した者（28名）

市 長	平 山 誠 敏
副 市 長	三 上 裕 行
財 政 部 長	佐 藤 茂 宗
民 生 部 長	佐 藤 文 治
福 祉 部 長	宮 崎 堅 治
経 済 部 長	笹 森 英 志
建 設 部 長	白 戸 幸 一
金木総合支所長	白 福 井 定 治
市浦総合支所長	奈 良 勝 義
次	
西北中央病院	平 山 耕 一
事務局 長	
水道事業	工 藤 勝
所 長 心 得	
会計管理者	中 村 健
教育委員 長	阿 部 育 也
教 育 長	木 下 巽 善
教 育 部 長	木 村 一
選挙管理委員会	川 浪 太刀男
委 員 長	
選挙管理委員会	三 上 隆
事務局 長	
監 査 委 員	大 野 欽 也
監 査 委 員	高 橋 俊 昭
監 事 局 長	
農業委員会 長	太 田 昭 市
農 業 委 員 會 長	鈴 木 正 徳
農 事 務 局 長	
総 務 課 長	関 秀 三
企 画 課 長	小田桐 宏 之
財 政 課 長	佐 藤 明
税 務 課 長	工 藤 仁
国保年金課長	鎌 田 和 廣

保護福祉課長	須藤久男
農林水産課長	工藤雄三

◎職務のため出席した事務局職員

事務局長	高橋満直
次長	岩川静子
議事係長	小林耕正
庶務係長	飛鳥順一

午前10時12分 開会

◎開会宣告

- 議長（齊藤一郎） ただいまの出席議員26名、定足数に達しております。
これより平成20年五所川原市議会第2回臨時会を開会いたします。
-

◎開議宣告

- 議長（齊藤一郎） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の会議は、議事日程第1号により会議を進めます。
-

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（齊藤一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、24番木村清一議員、25番野呂國四郎議員、26番加藤磐議員を指名いたします。
-

◎日程第2 会期の決定

- 議長（齊藤一郎） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（齊藤一郎） 次に、この際諸般の報告をいたします。
市長より地方自治法の規定に基づき報告がありました。報告第2号及び報告第3号は専決処分についてであります。この報告書は、お手元に配付しておりますので御了承願います。
-

◎日程第3 議案第48号

- 議長（齊藤一郎） 日程第3、議案第48号 五所川原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案を議題といたします。
市長より提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（平山誠敏） 一登壇一

平成20年五所川原市議会第2回臨時会に提出いたしました議案の概要について御説明いたします。

議案第48号は、五所川原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案であります。国民健康保険税の税率等を改めるため提案するものであります。

本臨時会に提案いたしました議案は以上1件でございますが、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（齊藤一郎） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案については、会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 御異議なしと認めます。

よって、本件は委員会付託を省略することに決しました。

○議長（齊藤一郎） 議案第48号の質疑を行います。

2番。

○2番（井上 浩議員） 市民の会の社民党の井上浩でございます。提案されています国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案につきまして、以下の3点について質問いたします。

その1は、本市での国民健康保険事業につきましては、先般の予算議会で条例改正提案及び予算審議が行われてきたところですが、そのさなかに本日臨時議会での条例修正が予告をされておりましたことから、改めて質問いたします。本市の平成19年度の国保事業でのいわゆる赤字の理由について、その詳細をお知らせください。

その2は、国保税引き上げ額の緩和についての検討につきましては、以下の3手法が検討され、今回の提案となっております。その1は、増額を段階的に行うというもので、今回の提案では平成20年度から21年度の2カ年で計画されておりました増税計画が、増税内容は変わらないものの平成20年度から23年度までの4カ年に引き延ばすことが示されました。その2は、収納率の増加ですが、88%から89%への増加見込みが前提とされました。その3は、医療費の適正化との関係でございますが、一般会計からの繰り入れの

増強の検討であります。平成20年度当初予算では84億5,500万円ほどの国保事業規模に対しまして、一般会計からの6億6,000万円余の繰り入れが算定されていますが、そのほかに法定外の支援強化は見送られたようであります。

そこでお伺いたします。今回修正提案されました平成23年度の国保事業黒字化計画において、平成21年度以降の税率改正における、いわゆる支援分の増加見通しについて、その詳細をお知らせください。

質問の3は、私は市が運営する国保事業は、地域の自営業者やパート、アルバイトの皆さんなど医療弱者を対象とする制度ですから、一般会計からの法定外の繰り入れを行うのは当たり前のことであり、現に他自治体では一般会計からの繰入額のうち3分の1以上が法定外であってしかりと考えているところもあります。その点では、国保事業の歳出に見合っ、一般会計からの支援が不可能であれば、空財源を組まざるを得ないことについても理解をしてきたところでもあります。

そこでお伺いたします。平成23年度以降も一般会計から国保事業への支援をする考えはないのか。

以上、3点お知らせください。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 井上議員の質問にお答えいたします。

平成19年度国保事業の赤字の理由についてでございますが、平成17年3月に市町村合併を行い、17年度の国保税につきましてはそれまでどおり不均一のまま課税を実施してまいりました。前回の税率改正、平成18年3月でございますが、合併後不均衡を統一することが急務でありました。しかしながら、統一するに当たって18年度から22年度までの5年間の国保特別会計を維持できる税率改正を行った場合、急激な上げ幅となることから、市民の理解を得るのは難しいということがありまして、改正はあくまでも国保税の統一を主とするものであり、かつ最低向こう2年間、つまり18年度、19年度の国保財政を維持できるものとして平成18年に税率の改正を行っております。しかしながら、予測以上の医療給付費の伸びにより、19年度当初予算では国保税の税収不足により2億5,200万円ほどの空財源を組まなければなりません。それらの要因によりまして、19年度の決算見込みでは約1億4,000万円程度の赤字が見込まれる状況であります。これに加えまして、この赤字の解消と、それから新しく支援分が加わったこと等で、今後国保税の見直しをせざるを得ないという状況になってございます。

次に、支援分の今後の関係でございますが、ゼロ歳から74歳までが後期高齢者に対しまして支援分が今回新たに国保税の中に加わったものでございますが、御承知のようにこ

れは青森県の連合で実施いたしまして税率等を決められまして、20年度と21年度につきまして今措置しまして、2年後、22年度にはこの支援分につきまして、もう一度見直しするというのが言われてございます。初めて行う後期高齢者支援制度でありまして、この支援分が今後ふえていくのか、または減っていくのかは、今のところ見通しはちょっとついてございません。

私からは以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 一般会計からの国保会計に対する繰り入れについてお答えします。

今までも一般会計から制度的な繰り出しについてはしております。今後も実施していく予定であります。例えば保険基盤安定繰入金、職員給与費等、出産育児一時金繰入金、財政安定化支援繰入金等が主なものです。しかし、国民健康保険については加入者同士が支え合う制度であり、保険税等で賄うとの趣旨から、制度的以外の繰り出し、例えば赤字に対する一般会計からの繰り出しは今のところ考えておりません。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 必要な医療費が発生をいたしましても保険の中でやるのだから、それに対しては別途今歳入補てんで19年の赤字が処理されるようでございますけれども、私はその考え方で果たして是なのかという疑問を呈したいと思えます。

そこで質問でございますが、与党の税制改正大綱では確かに新制度、後期高齢者医療制度創設によって負担増となる国保の低所得者に対しては当面激変緩和措置がとられるので、新制度創設によっても負担は変わらないと、こういうことを前提にされており、ただいまの民生部長の答弁では、広域のところでは20年、21年は決定をしているが、その後の見直しについては見通しが無いという御判断が示されましたけれども、私は必ず支援分は増加をするに必至だと考えております。なぜならば、現在の新しいこの後期高齢者の制度そのものが医療費総体がふえると、そういうことに対しまして少子化、若年層の収入減少の中で、現役、若年世代が負担する支援分について負担を増加をしていくということを前提として設計をされているからであります。

さらには、広域連合は背景に一般財源を持ちませんので、医療給付が上がっていった場合、負担にアンバランスが生じた場合には保険料減免を広域連合として実施することは難しく、結局は本人負担、そして支援分にはね返ることが考えられます。

この点について、再度見直しについてお伺いいたします。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 後期高齢者制度につきましては、高齢者の医療費を安定的に支えるため、現役世代と高齢者の方々が負担能力に応じて公平に負担されることが必要であり、これまで高齢者の方々の間で加入する制度によって保険料を負担する人と負担しない人がおり、また市町村によって保険料に高低がありました。しかし、新しい制度では、高齢者の方々は皆負担能力に応じて公平に保険料を負担いただくことになり、原則として県内では同じ所得であれば同じ保険料となります。

高齢者の方々は、複数の病気にかかったり、治療が長期化にわたる傾向があるので、後期高齢者医療制度は高齢者の暮らしに配慮した治療が行われるような仕組みであり、在宅医療の充実や介護サービスとの連携強化など、高齢者の生活を支える医療になっていくものと考えており、国民の全員に強く負担を求めるものではないというふうに考えてございます。

○議長（齊藤一郎） 2番。

○2番（井上 浩議員） 考え方は若干平行線ですので、要望にとどめますけれども、後期高齢者医療制度の主たる目的は、医療費の公費抑制であります。これまでの老人保健制度では、国民の老後における健康の保持とされていたものが努力規定に後退させられるわけでございますから、財政健全化期間における緊急の取り組みについては、市長を初めとされました理事者の皆さんの努力に敬意を表し、賛意を申し述べますが、平成23年度以降、この制度の欠陥による国保事業へのしわ寄せが必ずや生ずることから、現在からの一般会計から国保事業の支援への準備をお願いをいたしまして、要望にとどめます。

○議長（齊藤一郎） 1番。

○1番（花田 進議員） 先般渡された資料によりますと、今回の値上げによって20年度、単年度では黒字になるという試算でありまして、結局は19年度に残された1億4,000万が赤字として残っていくと。それを解消するために、23年度黒字化のために毎年値上げしていくのだということになっているわけですが、私はここで質問しますが、1つはこれを料金の値上げではなくて、何年間にわたって一般財源からの繰り入れで解消していくと、そういうふうになれば最低限21年、22年、23年の負担増は済むわけです。全国的に、先ほど財政部長は一般財源の赤字分の繰り入れの考えはないと言いましたが、繰り入れすることは可能なわけですから、やっぱりそういう発想を持って対応しなければ、結局23年度には30%以上の1世帯当たり値上げになってしまうという状況にあるわけですから、そこはやっぱり一般財源からの繰り入れという対応をぜひ考えていかなければ大変な事態になるのではないかとということが1つ質問であります。今後する気があるかどうか、できないわけではないので、さっき部長は考えはないと答えているだけで、

今後検討する余地があるのかを1つお聞きしたいと。

もう一つは、ことしは前年分の赤字があるわけで、その分は補正予算が多分6月に計上されると思うんですが、同じ額が空財源で計上されるのかどうかお聞きしたいというのが2点目であります。

それから、3点目は、何といたってもこの値上げによって滞納者がふえると、市の当局は減らさないように収納も万全を期すると言っていますが、私ずっとこれまでの国保料の改定の変化を見てきましたが、そのたびに滞納率がふえているわけです。前は92%以上あったわけですから、それが90%を切るぎりぎりの状態になる。今回の提案では、前回は88%、今回は89%の収納率だということで提案してきているわけで、これは大変な悪循環になるというふうに思うわけです。

それで、調べましたら国保税の当該年度の滞納額というのは2億5,000万円あるわけです。それが10年分たまりますので、約9億幾らの累積滞納額があるわけですが、とりあえず過去の分、いつもそうやって滞納が積まれて6年目にはチャラになっていくという、収入減になっていく原因になっている。その中で所得がない層が5,000万円ほど滞納しているわけです。2億5,000万円のうち5,000万円滞納して、戸数にすると約2,600戸だというふうにお聞きしております。結局この世帯そのもの、払えないと思われる層が多くあるわけですから、思い切った軽減措置をとらないと滞納がふえてしまうと。現在でも滞納率は10%ぐらいですが、滞納者の割合では20%を超えているわけです。1万5,000戸の国保加入者のうち3,300戸ぐらいが滞納世帯なわけで、戸数としては滞納率よりも倍以上ある。だから、ここを思い切って市独自の減額措置をとらないとだめなのではないかと。

そこでお伺いしますが、それによって今の厚労省はペナルティーを科すわけですが、私はこのままでは87%の収納率を下るのではないかと、そうすると9%のペナルティーを食うわけです。1%を2,000万円にして9%だと1億8,000万円から1億5,000万円ぐらいのペナルティーを食ってしまうと。その額と思い切って低所得者層2,000戸ぐらいが納めなくてもいいような独自の制度をつくって、収納率を上げたほうが私は得なのではないかと。独自の軽減措置をつくってでも、そのほうが得なのではないかと思うのですが、その辺の見解が3つ目です。

もう一つは、いまだに納得できないんですが、とりあえず支出の面で納得できないところをお聞きしますが、後期高齢者の世帯が約2,400世帯、国保から強制的に抜けるわけです。そして、当然一般保険料医療給付からも抜けるわけです。ところが、20年度の一般医療給付は15%増で計上されているわけです。その理由の一つはわかるのです。退

職者の分の医療費を持たなければならない部分があるのですが、私はこの後期高齢者の世帯約2,381世帯が19年度ないし18年度に給付されている分は少なくなるわけですから、その分どのくらいの金額で計上したのかをお聞きしたいと。どうも収入もなかなか納得できないのですが、支出もなかなか納得できないところがあるので、その辺をお聞きします。

○議長（齊藤一郎） 財政部長。

○財政部長（佐藤茂宗） 一般会計からの繰り入れについてお答えします。

先ほども井上議員にお答えしましたとおり、国民健康保険については加入者同士が支え合う制度であり、保険税等で賄うとの趣旨から制度的以外の繰り出し、例えば赤字に対する一般会計からの繰り出し等は今のところ考えておりません。これについては連結赤字ということもありますので、一般会計が今現在赤字になるか、黒字になるかという収支均衡を目指したぎりぎりのところでやっておりますので、一般会計が赤字になるだけということもありますので、そういった考えから今のところ繰り出しは考えておりません。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） 今後の国保税の予算についてでございますが、先日の議会で世帯平均28%という増の案で予算を皆さんに御審議していただき、議決していただいております。

今年度の予算につきまして、平均の値上げ緩和によりまして単年度の黒字を約170万ほど見込んでございます。というわけで、次の補正では単年度は170万程度の黒字、累積赤字の1億4,000万につきましては繰り上げ充当ということで対処してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、長期滞納、納めなくても市の軽減措置等で独自の措置を組めないかということでございますが、そういう手段をとりますと、苦しい生活の中からまじめに納めた方が何かちょっと不公平感を生じるということがあるかと思っておりますので、住民の方に、滞納者の方にも、国保はみんなで支えるということを十分にお話をしまして理解をいただいて、滞納分につきまして全額でなくても結構ですので、少ない額でも少しずつでも納税者に不公平感が生じないよう、十分に説明をいたしまして、御協力をいただきたいというふうに考えてございます。

それから、給付費の増でございますが、確かに議員御指摘のとおり制度の改正によりまして、被保険者につきましてはこれまで60歳から74歳まで、厚生年金等をやめると74歳まで被扶養者ということで、その分が交付金として来てまいりました。それが制度

の改正によりまして、65歳から74歳につきましては全く国保と同じ加入者になるということで給付費が大幅に増になります。

それと、あとは給付費の伸びにつきましては、うちのほうの試算では毎年104.22%の給付費の増を見込んでございます。

以上でございます。

○議長（齊藤一郎） 1番。

○1番（花田 進議員） 私が質問したのは、確かに全員が負担していくという建前はわかります、皆さんの立場もわかります。だけれども、実際所得ゼロの世帯があって、保険料は必ずかかるわけです。7割減になろうが、世帯数によって違いますが、何万円かのお金を払わなきゃだめ。そういう払えない人も滞納になって収納率が低下しているわけですから、私が言っているのは87%を下ると9%のペナルティーを食うと、そしてそういう世帯に対して市が独自の減免措置をつくったときに厚労省からペナルティーを食うと、どちらのペナルティーが額が少ないのか検討してほしいと。検討したら、そこをちゃんと資料をもって説明してもらわないと、それは保険料はみんな払えれば払うのにこしたことはないわけで、私は払えない人もいるだろうという話をしているわけで、もし今資料がないのであれば、その辺をこれから検討していく必要がある。

それから、もう一つ、後期高齢者世帯2,381世帯がこれまで給付されていた医療給付があるわけで、その分は少なくなるわけで、その分保険料だけでも2億4,000万円あったわけですから、給付額はその数倍あったろうと想像されるわけです。だから、その分の査定を一般給付の中で医療費を下げた計画したのかどうかということをお聞きしているわけで、そこを約2,400戸が2億4,000万円の保険料を今まで支払っていたわけです。そうすると、その分が給付からも抜けるわけですから、保険料の数倍、約3倍ですか、4倍給付があるわけですから、その分当然少なくなるわけで、そこを計画の中で減らしたのかと、減らしたのであればどのくらいの額だったのかを明示してほしいと言っているわけです。

○議長（齊藤一郎） 民生部長。

○民生部長（佐藤文治） お答えいたします。

所得のない人の納税ということですが、実際に五所川原市内に、保険税が賦課になりましても居所不明の方も中にはございます。例えば1年間いないとか、そういう方もいます。それにつきましては、市民課と、それから収納課と国保のほうと協力し合いまして、実際に現地へ赴きまして周りの人に聞きまして、それから親戚等を探しまして本当に居所不明かどうか、そういうことを確認して、年間に大体四、五十人ぐらい

は職権という形で住民票から落としてございます。その分につきましては、当然滞納から外れていくわけで、そういうことはしてございますが、先ほども言いましたように納税者間の不公平を考えますと、なるべく御協力を願っていきたいというふうに考えてございます。

それから、医療費の伸びについてでございますが、この医療費の伸びにつきましては75歳以上の方を除きまして、後期高齢者を除きまして、先ほども言いましたが、医療給付費の年間の伸びを104.22%と見込んで、それで保険給付費の額を算定してございます。以上です。

○議長（齊藤一郎） 質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結……

（「ありますよ」と呼ぶ者あり）

もうちょっと先に、議長がしゃべる前にやってください。

（「済みません、答弁に対して考えていた」と呼ぶ者あり）

1番。

○1番（花田 進議員） 一登壇一

1番、共産党の花田進です。議案第48号 五所川原市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例案に反対の立場から討論に参加させていただきます。

自治体の国保会計の財政状況は、基金取り崩しや法定外の赤字補てんを除くと3,236億円の赤字であります。その原因は、小泉内閣より国策として社会保障費の自然増を毎年2,200億円も削るという施策にあります。その結果、当市でも国保特別会計に占める国庫支出金の割合が平成19年度では34.8%、平成20年度では32.3%まで低下しています。このような施策が続くことに地方から反対の声を上げ、本来の国が負担すべき50%という方向に進ませなければならないのではないのでしょうか。

当市は当初、国保税1世帯当たり28%の引き上げという、とても考えられない提案をしました。かつ、このような負担増を市長の専決で行うという市民の声や議会の役割を形骸化したものでした。今臨時議会で、ようやく当初より引き下げた税率等が議会で審議されますが、このことは市民の声を受け入れたあらわれと受けとめております。

今回の値上げ案は、医療、介護支援の細区分合計で所得割が1.46%増の10.96%、資産割が19.44%も増加し62.64%、均等割が7,600円増の4万300円、平等割が500円減の3万2,300円で、現行の1世帯当たり16万4,948円から17.1%増の19万3,155円でありま

す。1万3,355世帯全体が負担増になり、6万円を超える負担増の世帯は所得階層275万円から575万円、平均引き上げ率の17%を超える所得層は所得なし層から450万円までで、低所得者層ほど引き上げ率は高くなっています。

昨日市町村民所得が公表されましたが、当市は対前年比0.3%マイナスの188万6,000円で、県内10市の中でつがる市とともに200万円を下回っており、かつ石油関連商品や食品が高騰している中では、ますます滞納者の増加が懸念されます。現在国保税のシステムでは、所得がない場合でも最大7割減です。今回の値上げ案で65歳未満の単身世帯で最低でも2万1,700円の負担、4人世帯では5万8,000円の保険料負担となります。これらの世帯は1万円程度負担となり、収納率低下に歯どめをかけることができるのでしょうか。収納率は保険料の値上げのたびに減少し、平成13年度からは92%を下回り、国のペナルティーを受けております。もちろんこのような厚労省の施策も大きな問題であります。収納率が90%を下回ると7%、87%を下回ると9%のペナルティーとなり、ますます歳入不足となり、深刻な事態となるのではないのでしょうか。

また、当市の短期保険証発行世帯は1,000戸を超え、資格証明書も100戸を超えて発行しております。昨年全国では保険料が高くて払えない、医療費が高くて負担できないために受診おくれが原因で31名が死亡と報道されております。このような状況をつくってはなりません。また、資産割の増加は農家や中小企業の負担が大きく、経営難の中ではこれらの業種の滞納率の増加に一層の拍車をかけるのではないのでしょうか。

以上、今回の値上げは1.4億円の国保財政の赤字も含め、単に保険料の値上げだけでなく、市の一般会計からの繰り入れも実施する必要があるのではないのでしょうか。以上、反対であります。

終わります。

○議長（齊藤一郎） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齊藤一郎） 討論を終結いたします。

本件について採決いたします。

原案に賛成の議員の方、起立願います。

（起立多数）

○議長（齊藤一郎） 起立多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり決しました。

以上をもって今臨時会に付託されました案件の審議は終了いたしました。

◎閉会宣告

○議長（齊藤一郎） これにて平成20年五所川原市議会第2回臨時会を閉会いたします。
午前10時50分 閉会

署 名

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成20年3月26日

五所川原市議会議長 齊 藤 一 郎

五所川原市議会議員 木 村 清 一

五所川原市議会議員 野 呂 國 四 郎

五所川原市議会議員 加 藤 磐